

# 【貸渡約款】

## 第一章 総則

### 第1条（約款の適用）

当社のこの約款を定めるところにより貸渡自動車（以下「レンタカー」と言います。）借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

### 第二条

当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。

特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

## 第二章 予約

### 第二条（予約の申し込み）

1.借受人は、レンタカーを借りるにあたって約款及び別に定める料金表等に同意の上、別に定める方法によりあらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件を明示して予約の申し込みを行うことができます。

2.当社は借受人から予約の申し込みがあったときは、原則として当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

この場合借受人は、当社が特に認める場合を除き別に定める予約申し込みを支払うものとします。

### 第三条（予約の変更）

借受人は前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

### 第4条（予約の取り消し等）

1.借受人は別に定める方法により予約を取り消すことができます。

2.借受人が、買受人の都合により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー

貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは予約が取り消されたものとします。

- 3.前2項の場合、借受人は別に定めるところにより予約取り消し手数料を当社に支払うものとし、当社はこの予約取り消し手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申し込み金を借受人に返還するものとします。
- 4.当社の都合により予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかった時は当社は受領済の予約申込金を返金するものとします。
- 5.事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人もしくは当社のいずれの責にも寄らない事由により貸渡契約が締結されなかった時は予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

#### 第5条（代替レンタカー）

- 1.当社は借受人から予約のあった車種クラスの、レンタカーを貸渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」と言います。）の貸渡を申し出ることができるものとします。
- 2.借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。  
なお、代替えレンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる時は、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる時は、当該代替えレンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3.借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡の申し入れを拒絶し予約を取り行消することができるものとします。
- 4.前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由による時は、第4条第4項の予約の取り消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申し込み金を返還するものとする。
- 5.第3項の場合に於いて第1項の貸渡しをすることができない原因が当社の責に帰さない事由による時は、第4条第5項の予約の取り消しとして取り扱い、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

## 第6条（免責）

当社および借受人は、予約が取り消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き相互に何らの請求をしないものとします。

## 第7条（予約業務の代行）

- 1.借受人は当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」）において予約の申し込みをすることができます。
- 2.代行業者に対して前項の申し込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更または取り消しを申し込むことができるものとします。

## 第3章 借渡し

### 第8条(借渡契約の締結)

- 1.借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により借渡し条件を明示して、貸渡契約を締結ものとします。ただし、借渡しすることができるレンタカーがない場合は借受人もしくは運転者が第9条第1項もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
- 2.借渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める借渡料金を支払うものとします。
- 3.当社は監督官庁の基準通達に基づき借渡簿及び第14条第1項に規定する借渡証に（レンタカー受付用紙）運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、または運転者の運転免許証の写しを添付するため借渡契約の締結にあたり借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めます。この場合借受人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証提示し、その写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の免許証を提示し、その写しを提出するものとします。
- 4.当社は借渡契約の締結にあたり運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、および提出された書類の写しを取ることがあります。
- 5.当社は借渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人および運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6.当社は借渡契約の締結にあたり借受人に対しクレジットカードもしくは現金、銀行振り込みによる支払いを求め、またはその他の支払い方法を指定することがあります。

#### 第9条（借渡契約の締結の拒絶）

借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当するときは借渡契約を締結することができないものとします。

- (1)レンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2)酒気を帯びていると認められるとき。
- (3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4)チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させる時。
- (5)暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者またはその他の反社会的組織に属しているものであると認められるとき。

2.借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は借渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1)予約に際して定めた運転者と借渡契約締結時の運転者等が異なるとき
- (2)過去の借渡しにおいて料金の未払い、保険約款違反、借渡約款違反などの行為があったとき
- (3)別に明示する条件を満たしていないとき

3.前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していた時は、予約の取り消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取り消し手数料の支払いを受けていた時は、受領済の予約予約申込金を買受人に返還するものとします。

#### 第10条（借渡契約の成立等）

1.借渡契約は、借受人が当社に借渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡した時に成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は借渡料金の1部に充当されるものとします。

2.前項の引き渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

## 第 11 条（借渡料金）

- 1.借渡料金とは、以下の料金の合計金額を言うものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
  - (1)基本料金
  - (2)特別を魅了
  - (3)ワンウェイ料金
  - (4)燃料代
  - (5)配車引取り料金
  - (6)その他の料金
- 2.基本料金はレンタカーの借渡時において、当社が愛知県陸運局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
- 3.第 2 条による予約をした後に借渡料金を改定した時は、予約時に適用した料金と借渡時の料金と比較して低いほうの借渡料金によるものとします。

## 第 12 条（借受条件の変更）

- 1.借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2.当社は、前項による借受条件の変更によって借渡業務に支障が生ずるときはその変更を承諾しないことがあります。

## 第 13 条（点検整備及び確認）

- 1.当社は、道路運送車両法第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2.当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 3.借受人または運転者は、前 2 項点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品も検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4.当社は前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、ただちに必要な整備等を実施するものとします。

#### 第 14 条（貸渡証の交付、携帯等）

1.当社は、レンタカーを引き渡した時は地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとします。

2.借受人または運転者は、レンタカーを使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3.借受人または運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

### 第 4 章 使用

#### 第 15 条（管理責任）

借受人または運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」と言います。）、善良な管理者の注意義務を持ってレンタカーを使用し、保管するものとします。

#### 第 16 条（日常点検整備）

借受人または運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

#### 第 17 条（禁止行為）

借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する業務目的に使用すること。
- (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得たもの以外の者に運転させること。
- (3)レンタカーを転貸し、または他に担保のように供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

- (4) レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造もしくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾なくレンタカーを各テストや競技に使用し、または他の車を牽引もしくは後押し等に使用すること。
- (6) 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他第 8 条第 1 項の借受条件に違反する行為をすること。

#### 第 18 条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、当該違法駐車行為をした者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り

等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
  - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
  - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 6.当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。
- 7.第 1 項の規定により借受人又は運転者から違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金を申し受けることができるものとします。
- 8.借受人又は運転者が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたことにより、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。
- 9.第 6 項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたことにより放置違反金納付命令が取り消され、又は第 5 項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

## 第 5 章 返還

### 第 19 条（返還責任）

- 1.借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。



- 2.借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3.借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 4.借受人又は運転者がレンタカーを借受期間満了時までには当社に返還出来ない場合には次の式で計算する違約料を支払うものとする。  
違約料＝超過時間数×第8条第1項により定める超過料金単価

#### 第20条（返還時の確認等）

- 1.借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2.借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

#### 第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

- 1.借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

#### 第22条（返還場所等）

- 1.借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 2.借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。  
返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

#### 第 23 条（不返還となった場合の措置）

- 1.当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
- 2.当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者の間取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3.第 1 項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第 28 条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用等一切の費用を負担するものとします。

#### 第 6 章 故障、事故、盗難時の措置

##### 第 24 条（故障発見時の措置）

- 1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

##### 第 25 条（事故発生時の措置）

- 1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
  - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 2.借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

#### 第 26 条（盗難発生時の措置）

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときやその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第 27 条（使用不能による貸渡契約の終了）

1.使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2.借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3.故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けられるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 2 項を準用するものとします。

4.借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6.借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

### 第28条（賠償及び営業補償）

- 1.借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第36条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合及び天災発生などの不可抗力の場合を除きます。
- 2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

### 第29条（保険及び補償）

- 1.借受人又は運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
  - (1) 対人補償 1名につき 無制限（自賠責保険含む）
  - (2) 対物補償 1事故につき 無制限（免責金額 5万円）
  - (3) 車両補償 1事故につき 時価額（免責金額 5万円、ただし、1. 2. 8ナンバー車は10万円）
  - (4) 人身傷害補償 1名につき 程度により 3,000万円限度（乗車定員まで）
- 2.保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3.保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。

4.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

## 第8章 貸渡契約の解除

### 第30条（貸渡契約の解除）

1.当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

### 第31条（同意解約）

1.借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

$$\text{解約手数料} = \{ (\text{貸渡契約期間に対応する基本料金}) \\ - (\text{貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金}) \} \times 50\%$$

## 第9章 個人情報

### 第32条（個人情報の利用目的）

1.当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
- (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

- (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2.第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

#### 第33条（個人情報の預託）

- 1.当社は業務を第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じた上で、借受人又は運転者の個人情報を当該業務委託先に預託します。

#### 第34条（個人情報の提供、登録並びに利用の同意）

- 1.借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
  - (1) 当社が放置違反金納付命令を受けた場合
  - (2) 当社に対して駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
  - (3) 貸し渡した自動車の不返還があったと認められる場合

#### 第35条（個人情報に関する問合せ窓口）

- 1.個人情報の開示、訂正、削除についての借受人又は運転者のお問合せ及び利用停止、その他ご意見の申出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。  
株式会社 晴陽 052-990-6344

### 第10章 雑則

#### 第36条（代理貸渡し）

- 1.当社は営業店舗に配備した車両を、他の事業者の営業店舗において貸渡しを委託する取引（これを「代理貸渡し」という。）をする場合においても本約款が適用されるものとする。

#### 第 37 条 (相殺)

1. 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

#### 第 38 条 (消費税)

1. 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

#### 第 39 条 (遅延損害金)

1. 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 40 条 (邦文約款の優先適用)

1. 当社が外国語約款を定めた場合、邦文約款と外国語約款の用語又は文章に相違があるときは、邦文約款を優先適用するものとします。

#### 第 41 条 (細則)

1. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等、又は当社ホームページ等にこれを掲載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

#### 第 42 条 (合意管轄裁判所)

1. この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は、平成 28 年 2 月 18 日から施行します。

この約款は予告なく変更する事があります。その場合は速やかに当社ホームページで告知します。